

環境影響評価調査計画書審査意見書

「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池 百合子

記

第 1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：小平・村山・大和衛生組合
代表者：管理者 小林 正則
所在地：東京都小平市中島町 2 番 1 号
- 対象事業の名称及び種類
名 称：(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業
種 類：廃棄物処理施設の設置
- 対象事業の所在地
東京都小平市中島町 2 番 1 号

第2 意見

【大気汚染】

大気質の予測に当たっては、高層気象の調査及び風洞実験を実施していることから、そのデータの活用方法についてわかりやすく記載すること。

【騒音・振動】

工事の施行中における建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測において、予測の対象時点を建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点としているが、本事業では既存施設の解体工事が行われることから、解体工事及び建設工事に伴う影響が最大となる時点について予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。